

# 福島県教育委員会平成25年6月定例会会議抄録

1 日 時	平成25年6月14日(金) 午後1時30分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	境野委員長、1番 蜂須賀委員、2番 佐藤委員、3番 高橋委員、4番 小野委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、委員長から6月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、蜂須賀委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記録係の指名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	<p>委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。</p> <p>教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号は、平成24年度福島県一般会計補正予算のうち教育委員会関係部分について、教育長臨時代理により処理したことの承認を求めるもの。</p> <p>議案第2号は、平成25年度6月補正予算案のうち教育委員会関係部分について諮るもの。</p> <p>議案第3号は、福島高等学校災害復旧工事に係る工事請負契約の一部変更について、教育長臨時代理により処理したことの承認を求めるもの。</p> <p>議案第4号及び議案第5号は、いわき総合高等学校及び磐城農業高等学校災害復旧工事に係る工事請負契約案について諮るもの。</p> <p>議案第6号は、福島県社会教育委員の任免について諮るもの。</p>

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p>	<p>議案第7号は、平成26年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査研究資料について諮るもの。</p> <p>議案第8号は、福島県教育庁事務職員及び福島県公立学校事務職員の人事異動について決定し、発令しようとするもの。</p> <p>議案第9号は、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行おうとするもの。</p> <p>報告第1号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第7号を除く議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p>
<p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 7 号</p>	<p>平成26年度使用教科用図書調査研究資料について（議案第7号）、特別支援教育課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員 長：実際に教科書を使っている現場の先生の意見を取り入れれば、良い教科書を選びやすくなるのではないか。</p> <p>特別支援教育課長：現場の先生に専門の調査員として審議会のメンバーに入ってもらい、意見をもらっている。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>委員長が、平成25年5月定例会の会議録について承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>

(9) 議 案 審 議	
議 案 第 1 号	教育長臨時代理による処理の承認について（平成24年度福島県一般会計補正予算（教育委員会関係部分）について）（議案第1号）、財務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議 案 第 2 号	平成25年度6月補正予算案（教育委員会関係部分）について（議案第2号）、財務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議 案 第 3 号	教育長臨時代理による処理の承認について（工事請負契約の一部変更について（福島高等学校災害復旧（校舎改築・建築）工事））（議案第3号）、施設財産室長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議 案 第 4 号	いわき総合高等学校災害復旧工事（議案第4号）及び磐城農業高等学校災害復旧工事（議案第5号）に係る工事請負契約案について、施設財産室長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
～	
議 案 第 5 号	
議 案 第 6 号	福島県社会教育委員の任免について（議案第6号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議 案 第 8 号	福島県教育庁事務職員及び福島県公立学校事務職員の人事について（議案第8号）、教育総務課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
議 案 第 9 号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第9号）、職員課長より生徒に対するわいせつ行為に係る処分案について説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。
(10) 報 告 事 項	
報 告 第 1 号	訓告処分等について（報告第1号）、職員課長より説明があり、全員異議なく了承した。

(11) 次 回 の 日 程

(12) 閉 会

平成 25 年 7 月 17 日 (水) 午後 1 時 30 分に定例会を開催することが決定された。

午後 2 時 58 分閉会となった。